

陳 情 文 書 表

| | |
|---|--|
| 令5陳情第16号 | 令和5年11月10日受理 |
| 件 名 | 国民の命と健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情 |
| 陳 情 者 | 横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広 |
| 陳 情 の 要 旨 | |
| <p>政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民の命と健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。</p> <p>しかし、賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内、対象は2,720施設と、わずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民の命や健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種ではありません。さらに、40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では、一般財団法人経済団体連合会が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼び掛けたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解</p> | |

しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床の拡充要請に応えるために医療機能を変更してまで体制を整え、その病床が埋まらなかったから補助金返還を強要する対応は本末転倒です。そして、診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出していただきたく、陳情いたします。

陳情事項

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 2 全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。